

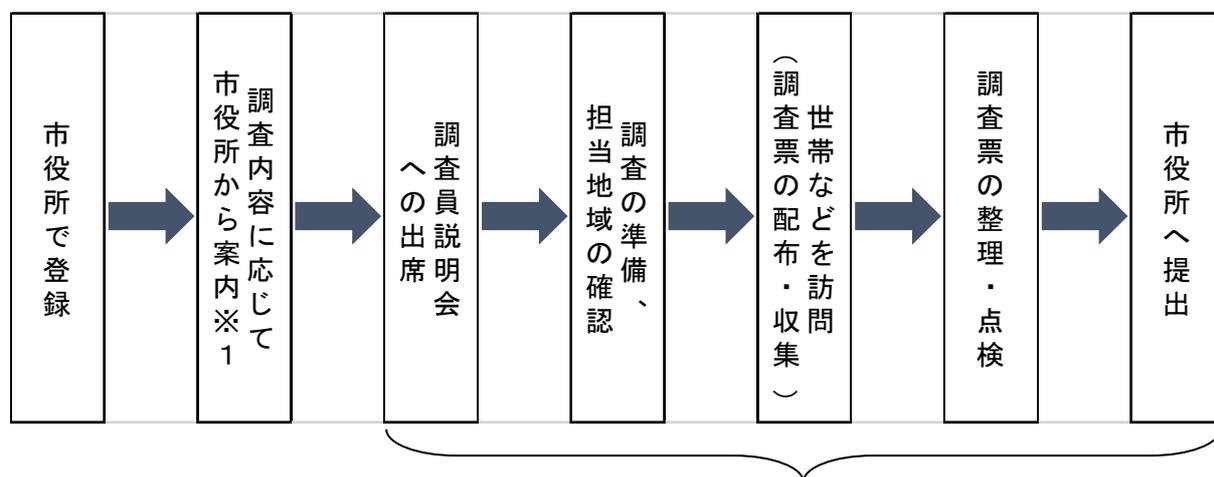
洲本市では登録調査員を募集しています

洲本市では調査員に登録し、
統計調査員として、ご活躍いただける方を募集しています。

統計調査員とは？

- 国勢調査等の場合は調査対象となる世帯を、経済センサス等の場合は調査対象となる事業所を訪問し、調査票の配布や回収・点検などの仕事を行います。
- 概ね20歳以上の責任を持って調査事務を遂行でき、調査で知り得た秘密を守れる人で、次の項目に該当しない人であれば、ご登録可能です(市外在住の方も登録できます。)
 - ① 税務、警察、選挙に直接関係のないこと。
 - ② 暴力団員並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しないこと。

登録～仕事までの流れ



調査員としての任命期間:約2か月※2

※1 ご都合が合わない場合は、その旨を担当にお伝えください。

※2 調査ごとに非常勤の公務員として任命されます。活動日程は、調査対象の都合を見ながら自分で決めることができます。調査によって任命期間が変わります。

報酬等について

- 調査活動に応じて報酬が支払われます。(1調査当たり3～6万円程度)
(年間を通じて従事する形態ではないため、定期的な収入は見込めません。)
- ◎ 登録の受付は随時行っています。
ご興味のある方、詳しい内容を知りたい方は下記までご連絡ください。

お問合せ先

洲本市総務課 統計担当

電話:22-3321(代表) 22-7067(直通)

